

議案第12号

行政不服審査法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

行政不服審査法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定する。

平成28年2月22日提出

新居浜市長 石川 勝行

行政不服審査法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(新居浜市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第1条 新居浜市固定資産評価審査委員会条例(昭和38年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第1号中「住所」を「住所又は居所」に改め、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 審査の申出に係る処分の内容

第4条第3項中「審査の申出人」を「審査申出人」に、「住所」を「住所又は居所」に、「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第13条第1項」を「行政不服審査法施行令(平成27年政令第391号)第3条第1項」に改め、同条第4項中「審査の申出書」を「審査申出書」に改め、同条に次の1項を加える。

6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

第5条第4項中「、その旨を市長に」を「その旨を市長に、却下した場合において

はその旨を審査申出人に、それぞれ、」に改める。

第6条中第3項を第4項とし、第2項ただし書を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。

第6条に次の1項を加える。

5 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを市長に送付しなければならない。

第7条から第10条までの規定中「次の各号に」を「次に」に改める。

第11条第1項中「においては、」を「においては、次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 主文
- (2) 事実の概要
- (3) 審査申出人及び市長の主張の要旨
- (4) 理由

第11条第2項中「前項の決定書の謄本を送付することによって」を「審査申出人に対しては前項の決定書の正本をもって、市長に対してはその副本をもって、これを」に改める。

（新居浜市情報公開条例の一部改正）

第2条 新居浜市情報公開条例（平成19年条例第23号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て（第20条）」を「審査請求（第19条の2）」に改める。

第2条第1号中「水道事業管理者の職務」を「地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第8条第2項の規定に基づき管理者の権限」に改める。

「第3章 不服申立て」を「第3章 審査請求」に改める。

第3章中第20条の前に次の1条を加える。

（審理員の指名の適用除外）

第19条の2 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項ただし書の規定により、同項本文の規定は、適用しない。

第20条を次のように改める。

（審査会への諮問）

第20条 公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、新居浜市情報公開審査会に諮問し、その答申を尊重して、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

（1）審査請求が不適法であり、却下する場合

（2）裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合（当該公文書の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。）

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

第21条中「前条」を「前条第1項」に改め、同条第1号を次のように改める。

（1）審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

第21条第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「不服申立て」を「審査請求」に、「公開決定等」を「公文書の公開」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第22条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条各号列記以外の部分中「裁決又は決定」を「裁決」に改め、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に、「裁決又は決定」を「裁決」に改め、同条第2号中「不服申立てに係る公開決定等を変更し、当該公開決定等」を「審査請求に係る公開決定等（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。）」を変更し、当該審査請求」に、「裁決又は決定」を「裁決」に改める。

第23条第1項中「第20条」を「第20条第1項」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第24条第1項及び第3項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第4項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第25条中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第26条中「第20条」を「第20条第1項」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(新居浜市個人情報保護条例の一部改正)

第3条 新居浜市個人情報保護条例(平成19年条例第24号)の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て(第40条)」を「審査請求(第39条の2)」に改める。

第2条第1号中「水道事業管理者の職務」を「地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第8条第2項の規定に基づき管理者の権限」に改める。

「第4章 不服申立て」を「第4章 審査請求」に改める。

第4章中第40条の前に次の1条を加える。

(審理員の指名の適用除外)

第39条の2 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項ただし書の規定により、同項本文の規定は、適用しない。

第40条を次のように改める。

(審議会への諮問)

第40条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、新居浜市個人情報保護審議会に諮問し、その答申を尊重して、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合(当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出さ

れている場合を除く。)

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正を
することとする場合

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停
止をすることとする場合

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて
適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

第41条中「前条」を「前条第1項」に改め、同条第1号を次のように改める。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をい
う。以下同じ。)

第41条第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「不服申
立てに係る開示決定等」を「審査請求に係る保有個人情報の開示」に、「不服申立
人」を「審査請求人」に改める。

第42条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条各号列記以外の部
分中「裁決又は決定」を「裁決」に改め、同条第1号中「不服申立て」を「審査請
求」に、「裁決又は決定」を「裁決」に改め、同条第2号中「不服申立てに係る開示
決定等」を変更し、当該開示決定等」を「審査請求に係る開示決定等（開示請求に係
る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求」に、
「裁決又は決定」を「裁決」に改める。

第43条第1項中「第40条」を「第40条第1項」に、「不服申立て」を「審査
請求」に改める。

第44条第1項及び第3項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第4項中
「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服
申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第45条中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第46条中「第40条」を「第40条第1項」に、「不服申立て」を「審査請求」
に改める。

(新居浜市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第4条 新居浜市職員の退職手当に関する条例（昭和35年条例第12号）の一部を次

のように改正する。

第13条第4項中「(昭和37年法律第160号)第14条第1項又は第45条」を「(平成26年法律第68号)第18条第1項本文」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の新居浜市固定資産評価審査委員会条例第4条第2項、第3項及び第6項、第6条第2項、第3項及び第5項並びに第11条第1項の規定は、平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出について適用し、平成27年度分までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出(申出期間の初日が平成28年4月1日以後である審査の申出を除く。)については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の新居浜市情報公開条例第3章の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後にされた新居浜市情報公開条例第11条各項の決定(以下「公開決定等」という。)又は施行日以後にされた同条例第5条の規定による公開の請求(以下「公開請求」という。)に係る不作為に係る審査請求について適用し、施行日前にされた公開決定等又は施行日前にされた公開請求に係る不作為に係る不服申立てについては、なお従前の例による。
- 4 第3条の規定による改正後の新居浜市個人情報保護条例第4章の規定は、施行日以後にされた新居浜市個人情報保護条例第19条各項の決定(以下「開示決定等」という。)、同条例第29条各項の決定(以下「訂正決定等」という。)若しくは同条例第37条各項の決定(以下「利用停止決定等」という。)又は施行日以後にされた同条例第13条第1項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)、同条例第26条第1項の規定による訂正の請求(以下「訂正請求」という。)若しくは同条例第34条第1項の規定による利用停止の請求(以下「利用停止請求」という。)に係る不作為に係る審査請求について適用し、施行日前にされた開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は施行日前にされた開示請求、訂正請求若しくは利用停

止請求に係る不作為に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

提案理由

行政不服審査法の全部改正等に伴い、関係条例の規定を整備するため、本案を提出する。